

不定期刊行物

翔 べ、優 駿

(第50号) 平成27年8月12日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025 島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL: (0856) 22-2073 FAX: (0856) 24-2785

URL <http://www.tabara-office.com/>

E-mail : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

今年は猛暑が続き、私は先月二度も熱中症になってしまいましたが、皆様、如何お過ごしでしょうか。甲子園では、高校球児達が連日、熱戦を繰り広げ、暑い夏をより暑くしています。我が家の元高校球児の二男駿は、大学の夏休みで帰省し、毎日、家でゴロゴロしています。大学時代のような長期の休みは、社会に出ると、失業でもしない限り、二度とない貴重な自由時間なのですが、駿もいつか人生を振り返って、無駄に過ごしたと後悔することでしょう。

さて、当事務所の創立25周年記念事業のRUNNERは、今年になってから、フルマラソンを2回、ハーフマラソンを3回走りました。1月の「いぶすき菜の花マラソン」では5時間27分20秒の自己新記録を出しましたが、このレースで優勝した川内優輝の後ろ姿を一度も捉えることが出来ず、惨敗に終わりました。私としては好調な1年の滑り出しでしたが、その後のフルマラソン、ハーフマラソンは、満足な結果を残すことができませんでした。それどころか、7月のピクニックラン桜江(21km)では、熱中症となり、病院送りこそ免れましたが、フラフラになってゴールし、周囲の人に心配をかけてしまいました。夏の間には体力を養って、秋から再チャレンジです。

なお、創立20周年事業の線路沿いの旅は、先月の時点で、兵庫県豊岡市の玄武洞駅まで行っています。

今年も、まだまだ暑さが続きますが、皆様のご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

司法書士の依頼に応じる義務

司法書士は正当な事由がある場合でなければ依頼を拒むことができません。すなわち、依頼人や頼まれた仕事が気に入らないからといって断ることはできません。司法書士の業務には、①不動産や会社の登記や供託手続の代理（登記手続等代理業務）、②裁判所または検察庁に提出する書類の作成（裁判書類作成関係業務）及び③簡易裁判所における訴訟等の代理（訴訟等代理業務）がありますが、③訴訟等代理業務については、訴額に制限はあるものの弁護士の民事訴訟代理業務と内容が同一であることから、弁護士法に依頼に応じる義務が課されていないのと同様に、断ることができます。

また、依頼に応じる義務とは反対に、依頼を断らなければならない場合が規定されています。

まず、③訴訟等代理業務について依頼を受けている事件や、相談を受けたことのある事件については、その相手方からの③訴訟等代理業務や②裁判書類作成関係業務の依頼を断らなければなりません。例えば原告から訴訟代理人を依頼されている場合に、被告の代理人になったり、被告のために答弁書を作成してはいけないということです。特に③訴訟等代理業務の依頼を受けている場合には、相手方の別の事件についてまで、②裁判書類作成関係業務や③訴訟等代理業務を行うことはできません。

また、②裁判書類作成関係業務を依頼されている場合には、その事件については、相手方からの②裁判書類作成関係業務を行うことはできません。

ただし、①登記手続等代理業務については、どんな場合にも依頼を断る必要はなく、むしろ依頼に応じなければなりません。これは、①登記手続等代理業務の場合は、既に契約等により権利関係は決定されており、単に契約を実現するための手続に過ぎないからです。

以上のように司法書士の依頼の応じなければならない場合と断らなければならない場合とは、業務の種類によって複雑であり、これを理解していない弁護士も多数存在しています。ともあれ、①登記手続等代理業務だけは、どんな場合には依頼することができると考えておいて、構いません。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。なお、休業中も事務所の電話は私の携帯電話へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（２２－２０７３）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業 ８月１３日（木）～８月１６日（日）